

山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱

平成19年 7月10日

住 第 1 2 4 2 号

改正 平成20年 9月10日 住 第 2 3 4 9 号

改正 平成21年 8月11日 建住第 2 4 1 4 号

(趣旨)

第1条 知事は、県民のアスベストによる被害を未然に防止するため、既存建築物のアスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第28条の2第2号に規定する建築材料をいう。

(2) 補助対象事業

住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付け国土交通省国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号。以下「国要綱」という。）第2第2項に規定された住宅・建築物アスベスト改修事業をいう。

(3) 補助対象建築物

法第2条第1号に規定する建築物であって、国要綱第14第2項イからハマまでに適合する民間のものをいう。

(4) 施行者

補助対象建築物に係る補助対象事業を実施する民間事業者をいう。

(5) 補助事業主体

施行者に対し補助対象事業に要する費用を補助する市町村をいう。

(6) 事業箇所

補助対象事業を行う場所をいう。建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地を単位とする。

(補助金の交付)

第3条 知事は、補助事業主体に対して補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「吹付けアスベスト等の除去等」という。）に要する費用（以下「補助対象事業費」という。）の1/6以内で、かつ、補助事業主体が補助対象事業費に対して補助する額の1/4以内とする。ただし、1事業箇所当たりの補助対象事業費は3千万円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする補助事業主体は、規則第4条の規定により、補助対象事業に着手するまでに、補助金交付申請書（別記様式第1）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第2）により補助金の交付を決定したことを申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の変更交付の申請）

第6条 補助事業主体は、前条に規定する補助金の交付の決定後に、補助対象事業費の配分又は補助対象事業の内容の変更（住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年4月1日付け国土交通省国住市第455号、国住街第237号、国住指第4984-3号、国住備第163号）第14第1項に規定された軽微な変更を除く。）をする場合は、速やかに補助金交付変更申請書（別記様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認められたときは、補助金交付変更決定通知書（別記様式第4）により補助金の変更交付を決定したことを申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認）

第7条 補助事業主体は、第5条に規定する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに中止又は廃止承認申請書（別記様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認められたときは、中止又は廃止承認通知書（別記様式第6）により中止又は廃止を承認したことを申請者に通知するものとする。

（完了期日の変更の報告）

第8条 補助事業主体は、第5条に規定する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業が予定の期間内

に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに完了期日変更報告書（別記様式第7）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業主体は、第5条に規定する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業に関して知事が状況報告を求めた場合は、速やかに遂行状況報告書（別記様式第8）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業主体は、規則第12条の規定により、第5条に規定する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業が完了したとき又は第7条第2項に規定する廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記様式第9）を知事に提出しなければならない。当該補助対象事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときも、同様とする。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条に規定する報告書を受理した場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別記様式第10）により当該補助事業主体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業主体は、前条の規定による補助金の額の確定通知書を受けたときは、補助金請求書（別記様式第11）を知事に提出するものとする。

（書類の整備）

第13条 この要綱の規定により補助金の交付を受けた補助事業主体は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（補助事業主体に対する技術的支援）

第14条 知事は、補助事業主体に対して、この要綱の施行のために必要な技術的支援を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成21年8月11日から施行する。

第2条 この要綱（以下「新要綱」という。）の施行の日前に改正前の山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象事業は、新要綱第5条の規定により補助金の交付の決定を受けたものとみなす。